

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和 7 年度環境省予算の概要 －「新たな成長」につなげる 6 つの重点戦略と予算－
著者 / 所属	水間 紘史 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472 号
刊行日	2025-2-3
頁	158-167
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和7年度環境省予算の概要

— 「新たな成長」につなげる6つの重点戦略と予算 —

水間 紘史

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和7年度重点施策の基本的方向性
3. 6つの重点戦略に基づく重点施策の概要
 - (1) 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
 - (2) 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
 - (3) 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
 - (4) 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
 - (5) 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
 - (6) 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
4. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応
5. おわりに

1. はじめに¹

令和7(2025)年度環境省予算(原子力規制委員会所管分を除く。)は総額5,946億円(令和6(2024)年度当初予算比2%増)であり、会計別に見ると、一般会計(エネルギー対策特別会計への繰入れを除く²。以下同じ。)が1,467億円(同1%減)、エネルギー対策特別会計³が1,969億円(同4%増)、同特別会計のうちGX経済移行債を財源とするGX推進

¹ 本稿における年表示は、初出は和暦(西暦)、以降は和暦表示を基本とし、国際的な動向を取り上げる際は西暦表示とする。また、予算額については億単位未満を四捨五入している。

² 「地球温暖化対策のための税」を含む石油石炭税の税収が、一般会計からエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に繰り入れられた上で(令和7年度繰入額4,565億円)、エネルギー需給構造高度化対策(エネルギー起源CO₂排出抑制対策等)などに活用されている。

³ エネルギー対策特別会計は、石油石炭税や電源開発促進税、GX経済移行債などを財源とし、燃料安定供給

対策費が419億円（同105%増）、東日本大震災復興特別会計が2,509億円（同2%増）となっている。

なお、第216回国会（臨時会）の令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算において、環境省が令和7年度予算概算要求に掲げた施策の一部が盛り込まれており、総額4,640億円（一般会計1,604億円、エネルギー対策特別会計3,036億円（うちGX推進対策費2,377億円）、東日本大震災復興特別会計1億円）が計上されている。

本稿では、令和7年度環境省予算の概要について、令和6年度補正予算に盛り込まれた施策を含め、環境省の重点施策の柱に沿って紹介することとしたい。

2. 令和7年度重点施策の基本的方向性

令和6年5月21日に閣議決定された第六次環境基本計画では、地球が直面する「3つの危機」である気候変動、生物多様性の損失、汚染を克服し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すため、諸政策の統合・シナジーが不可欠とされている。

これを踏まえ、環境省は令和7年度の重点施策の基本的方向として、第六次環境基本計画に沿って、炭素中立、循環経済、自然再興等の個別分野の政策を横断的に実施する6つの重点戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を基に重点施策を構成し、「新たな成長」につなげる施策を統合的に推進するとしている。

3. 6つの重点戦略に基づく重点施策の概要

（1）「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

ア 自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本に対する投資の拡大

持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム構築のためには、生物資源など経済社会活動を支える自然資本そのものに加えて、自然資本を維持・回復・充実させる投資を拡大し、資本ストックを増加させることが必要である。地域共生型再生可能エネルギーの最大限の導入拡大や、再生可能エネルギー等由来の水素の利活用に取り組んでいくため、環境省は「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援」に50億円（新規）を計上し、従来型の太陽電池では設置困難な場所でのペロブスカイト太陽電池の導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指すとしている。また、「地域における再エネ等由来水素利活用推進事業」として38億円（新規）を計上しており、再エネ等由来の水素サプライチェーンモデルを構築するフィジビリティ・スタディ調査や実証事業などを行うとしている。

さらに、民間企業等による自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進し、再生可能エネルギー主力化とレジリエンス強化を図るため、「民間企業等による再生可能エネルギーの導入及び地域共生加速化事業」に35億円（新規）が計上されている。

対策などを所管しているが、環境省では省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの開発・利用促進のため補助・委託事業を実施している。

これは、ストレージパリティ⁴の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業等を通じて、民間企業等による自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進し、再生可能エネルギーの導入及び地域共生の加速化を図っている。

循環経済に関して、政府は、令和6年8月2日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環経済への移行を国家戦略と位置付けて取り組むとしている。こうした方針に基づき、令和6年12月には「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」が「循環経済に関する関係閣僚会議」において決定された。令和7年度予算においては、本パッケージを踏まえ、令和6年5月に成立した再資源化事業等高度化法⁵の施行のための費用として2億円（新規）が計上されているほか、先進的な資源循環設備の導入支援等のため150億円（令和6年度当初予算：50億円）が計上されている。

このほか、制度的対応として、効果的・効率的な環境アセスの実施に向けた環境影響評価法の改正の検討に加え、将来の大量廃棄に備え、使用済太陽光パネルのリサイクル促進等に関する法制化の検討が行われている。

イ グリーン製品・サービスの高付加価値化、バリューチェーン全体での環境負荷低減、経済全体のグリーン化

環境省は、世界的な環境危機を克服するためには、バリューチェーン全体で環境負荷を低減していくことが重要であるとしている。具体的には、バリューチェーン全体の排出量削減に向けて、新たな削減取組の促進につながるよう、制度の見直し等の検討を進めるほか、持続可能なバリューチェーンの構築、バリューチェーン全体での徹底的な資源循環の促進等を通じて、環境負荷を低減するとしている。

令和7年度予算では、「Scope3排出量削減のための企業間連携を含む省CO₂設備投資支援」⁶に20億円（新規）が計上されているほか、「「デコ活」⁷（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業」に32億円（令和6年度当初予算：38億円、令和6年度補正予算：5億円）が計上されている（詳細は（4）参照）。

（2）自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

ア 自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用

経済社会活動の基盤である国土について、自然資本を維持・回復・充実させるとともに、自然資本の持続的な活用を図る国土管理に向けた諸施策を統合的に推進し、人と自然の良好な関係が再構築され、自然の恵みを継続的に享受できる「グリーン国土」の創造を図ることが、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けて重要である。

⁴ 太陽光発電設備の導入に際し、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態。

⁵ 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和6年法律第41号）は、動静脈連携による資源循環の取組を一体的に促進するため、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化行事等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずるもの。

⁶ Scope3は、バリューチェーンにおいて自社以外の取引先等をいう。

⁷ 二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせたものとされている。

環境省は、近年我が国では、里地里山、農地等が十分に活用されていない一方で、海外からの資源や食料の輸入に依存しており、安全保障上の問題になるとともに、国内や海外の生物多様性を始めとする自然資本の損失の一因にもなっていると指摘しており、国立公園の拡充とOECD⁸の設定による30by30⁹目標の達成や、河川環境・海域環境・湖沼環境の保全・再生・創出、森林の整備・保全等を通じて、自然資本の維持・回復・充実に努めている。

令和7年度予算では、「OECD・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化」に6億円（令和6年度当初予算：3億円）が計上されている。内訳として、「OECDを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業」に3億円（令和6年度当初予算：3億円）、「独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金」に3億円（新規）となっている。

このうち、「OECDを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業」は、令和6年4月に成立した「地域生物多様性増進活動促進法¹⁰」に基づき、企業等による「ネイチャーポジティブ活動」¹¹を促進するために、インセンティブを構築するほか、環境価値を評価する仕組みを構築し、海域OECD等の検討、日本のOECDの考え方等の国際発信、自然再生活動の推進に関する取組を実施するものである。

また、「独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金」は、地域生物多様性増進活動促進法に基づき、企業等による、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」等の認定事務を実施し、地域における生物多様性増進活動の質を向上させるとともに、企業等の新たな参画を促すため、活動のフォローアップ、有識者マッチング、現地研修等を実施するものである。

イ 自立・分散型の国土構造の推進

環境省は、自立・分散型社会の実現に対する社会的要請が高まっており、環境の観点からは、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や、社会資本の老朽化への対応として、防災対策と生物多様性の保全が調和した持続可能な社会を形成する取組を進めていくことが重要であるとしている。

事業としては、前述の「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援」、「民間企業等による再生可能エネルギーの導入及び地域共生加速化事業」のほか、「自然公園等事業費等」に82億円（令和6年度当初予算：82億円、令和6年度補正予算：48億円）が計上されており、国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用を推進することで、保護と利用の好循環の実現を目指すとしている。

⁸ Other Effective area-based Conservation Measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の略称であり、30by30の達成に向け、国立公園等の保護地域の拡充以外に設定が進められているもの。

⁹ 2030年までに、陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標であり、生物多様性条約の昆明・モントリオール生物多様性枠組の個別目標の1つとなっている。

¹⁰ 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和6年法律第18号）は、企業等による地域における生物多様性増進のための増進活動実施計画等の認定制度、認定を受けた活動に係る関連法令手続のワンストップ化や規制の特例等の措置を講ずるもの。

¹¹ ネイチャーポジティブ（自然再興）は、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるとするものであり、昆明・モントリオール生物多様性枠組において2030年ミッションとして位置付けられている。企業等の活動事例としては、企業敷地内の緑地や里地里山の保全、ビオトープの創出などがある。

（３）環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり

環境省は、コミュニティの基盤である地域について、地域資源を活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくりを通じて、地域の環境課題と経済・社会的課題を同時に解決するとともに、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を図るとしている。

地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決については、「地域脱炭素推進交付金」に385億円（令和6年度当初予算：425億円、令和6年度補正予算：365億円）が計上されている。これは、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するものである。事業内容となる交付金には地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進交付金（300億円）と特定地域脱炭素移行加速化交付金（GX推進対策費として85億円）があり、このうち、地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進交付金については、脱炭素先行地域¹²づくり事業への支援または自家消費型の太陽光発電などの重点対策加速化事業への支援が行われる。また、特定地域脱炭素移行加速化交付金については、脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体等による民間裨益型自営線マイクログリッド¹³等事業への支援が行われる。

（４）「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装

環境省は、科学技術・イノベーションについて、気候変動を始めとする社会課題の解決を成長の源泉へと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力であると同時に、感染症や自然災害等の脅威に対し、国民の安全・安心を確保する観点からも、国家の生命線となっているとしている。このため、本質的なニーズを踏まえた科学技術の開発・社会実装、グリーンイノベーションを実現する必要があるとともに、グリーンイノベーションが国民に理解・評価・活用されるよう、国民意識の向上を図り、行動変容につなげていく取組が必要となるとしている。

グリーンイノベーションを理解・評価・活用する国民意識の向上と行動変容の促進による需要の創出のため、（１）イにて前述のとおり、「「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業」が計上されている。デコ活を、地方公共団体・企業・団体・消費者と連携した国民運動として位置付け、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトを展開することを通じて、2030年度に2013

¹² 脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことで、脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる。国・地方脱炭素実現会議が令和3年に策定した地域脱炭素ロードマップでは、地域での脱炭素ドミノを起こすべく、令和7年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を認定するとされているが、令和6年12月16日時点で全国38道府県107市町村の81提案が選定されている。

¹³ 自営線マイクログリッドとは、地方公共団体や事業者が自ら敷設する電線（自営線）に、需要設備、再エネ設備、蓄電池等を接続することにより構築される、地域の小規模な面的エネルギーネットワーク。系統連系が困難な地域においても再エネの導入・利用が可能。

年度比46%（特に家庭部門では66%）温室効果ガス削減及び2050年カーボンニュートラルを実現するとしている。事業としては、従来の消費者にマインドの醸成を働きかける「普及啓発型」から、「デコ活応援団（官民協議会）」の開催等による地方公共団体・企業・団体等との連携強化、マッチングファンド方式による民間資金・アイディアの動員、具体的な選択肢の提示等を通じて消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフトし、官民連携の下、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押しすることとしている。

また、ニーズ主導による技術的ブレイクスルー、研究開発・実証及び社会実装を推進するため、前述の「地域における再エネ等由来水素利活用推進事業」のほか、「革新的な省CO₂実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業」に37億円（令和6年度当初予算：38億円）が計上されている。これは、環境省が開発を主導してきた窒化ガリウムやセルロースナノファイバーといった省CO₂性能の高い革新的な部材や素材は、AIやIoT等を活用したデジタル化の加速化や地域資源の活用・循環を達成する上でも重要度が高まっていることから、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、2030年までに社会実装を図ろうとするものである。

（５）環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

環境省は、国境のない地球規模の環境問題においては、国際社会が先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」の重要性がかつてなく高まっているとした上で、我が国にとっての便益を最大限追求すると同時に、こうした世界全体の機運と軌を一にしつつ、環境を軸とした国際協調を発展させ、世界の安定と人類の福祉に貢献するため、戦略的な対応が必要であるとしている。

国際的なルール作りへの貢献、環境分野における途上国支援、我が国の優れた取組の海外展開等を通じて、地域循環共生圏の創造を始めとした環境課題と社会・経済的課題との同時解決を目指し、誰一人取り残さない、ウェルビーイング／生活の質の向上とパッケージとなった取組を実施するとともに、国際的に発信・展開していくことが重要であるとしている。

令和7年度予算では、「海洋プラスチックごみ総合対策費」に7億円（令和6年度当初予算：7億円、令和6年度補正予算：35億円）が計上されている。このうち、「海洋ごみに係る削減方策検討・海岸地域対策推進事業」に4億円（令和6年度当初予算：4億円、令和6年度補正予算：35億円）が計上されているが、これは以下の条約策定に向けた政府間交渉委員会（INC）に加え、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有したG20等関連会合等で議論を主導する方策を検討するほか、アジア等地域的及び広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプットするとともに、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムや、実態把握に向けた共同調査を実施するものである。国内においては、海洋ごみの削減に向け、地方公共団体・事業者と連携方策を検討するとともに、地方公共団体による海岸漂着物等地域対策推進事業について補助するとしている。

海洋プラスチックごみに関する国際条約について、2024年11月25日から12月1日にかけて

て、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山で開催されたが、2024年末までに作業完了を目指すとしていた条約の策定について合意に至らなかった。このため、今後、再開会合を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認された。

（6）「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

環境省は、人々の生命を守るためには、その基盤である自然資本が、少なくとも「環境保全上の支障が防止される水準」を維持していなくてはならないとした上で、現在、人々は、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染、外来種の分布拡大やニホンジカ・イノシシ等の増加による生態系の劣化や生活環境の悪化等の様々なリスクに直面しているとしている。人の命と環境を守る基盤的な取組や、心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出等を通じて、健康の保護と生活環境の保全の取組を推進するとしている。

ア 人の命と環境を守る基盤的な取組

令和6年5月1日、水俣病の関係団体と環境大臣との懇談において、関係者側の発言中、予定されていた発言時間を超過したとして、環境省職員がマイクを切る対応を行い、後日伊藤環境大臣（当時）が謝罪した¹⁴。関係団体との懇談は同年7月に再開され、関係団体から改めて療養手当等の見直しなどについての要望が出される中、環境省の対応が注目されていた。令和6年度補正予算において、環境省は、水俣病特措法に基づく健康調査¹⁵に関連する研究機器の更新や水俣病関連施設の整備等のため、「水俣病に関する総合的な研究の推進等」に11億円を計上した。また、令和7年度予算では「水俣病に関する医療・福祉、地域づくり・情報発信、総合的な研究等の推進」として6億円（令和6年度当初予算：7億円）を計上し、医療・福祉対策、もやい直し・地域振興などを行うとしている。

なお、被害者側から強い要望があった、離島に住む被害者が島外の医療機関に通う際に支給される「離島加算」について、令和6年8月、環境省は令和7年度からは現在の月額1,000円から2,000円に増額することを決定したが、1万円への増額を要望していた関係団体や熊本県関係者からは落胆の声もあると報じられている¹⁶。また、環境省は同年12月27日、水俣病被害地域の住民健康調査を令和8（2026）年度をめどに開始するため、

¹⁴ 水俣病問題については、環境基本計画の6つの重点戦略では、前述の（3）環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくりにおいて地域の再生（もやい直し）として位置付けられている。一方、重点施策では、不変の原点の追求という位置付けから、（6）「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現に分類されている。

¹⁵ 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）は、「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号）に基づく水俣病患者の判断基準を満たさないものの、一定の症候を有する者に対して一時金、療養費、療養手当を支給するほか、地域住民の健康調査研究等の実施などを内容とする。

¹⁶ 『読売新聞』（令6.8.31）

専門家検討会の初会合を開き、調査方法の検討を開始したと報じられている¹⁷。

一方、クマ類による人身被害が令和5年度に過去最多の219人（うち死者6人）となったこと¹⁸、アーバン・ベアと呼ばれる市街地周辺に恒常的に生息するクマが増加傾向にあること等から、クマ類対策が急務となっている。このため、環境省は、令和6年4月、クマ類を「指定管理鳥獣」に追加するとともに¹⁹、「ニホンジカ・イノシシ・クマ類の捕獲等対策支援（指定管理鳥獣対策事業費）」として、令和7年度2億円（令和6年度当初予算：2億円、令和6年度補正予算：25億円）が計上されているほか、「鳥獣保護管理の推進（クマ類による被害防止に向けた対策含む）」に7億円（令和6年度当初予算：7億円、令和6年度補正予算：1億円）が計上されている。

このほか、制度的対応として、人の日常生活圏に出没した場合のクマ類等の銃猟の適正化等に向けた鳥獣保護管理法の改正が検討されている。

近年、河川や水道水などで検出されるPFAS²⁰については、PFOS等の製造・販売・輸入の禁止、公共用水域や水道水に係る暫定的な目標値の設定などが行われてきた。こうした状況の下、令和7年度予算においては、令和5年7月に取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の可能性」を踏まえ、令和7年度予算においては「PFAS総合対策の推進」に2億円（令和6年度当初予算：2億円、令和6年度補正予算：9億円）が計上され、海外における規制や運用実態、国内の市中在庫の状況等について、情報収集・調査を進めるとしている。なお、水道水等のPFAS汚染に関して、石破総理は、令和7年春を目途に対応の方向性を取りまとめる旨表明した²¹。これを踏まえ、今後、水道事業者等の遵守義務・検査義務が課せられる水道水質基準への格上げが見込まれている。

イ 心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出、ライフスタイルの変革

環境省は、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するには、前述の環境保全上の支障が防止される水準の維持に止まらず、さらにその先の「良好な環境の創出の水準」を追求していくことが重要であるとし、その実現に向けて、野生生物の保全・管理の推進、犬や猫などの動物愛護管理の適切な推進等を通じて、自然資本の維持・回復・充実に達成するとしている。

このため、「動物の愛護及び管理事業」に4億円（令和6年度当初予算：4億円）が計上されている。動物愛護の観点から動物の取扱いの適正化を図りつつ、動物管理の観点から人・生活環境への被害を防止することで、人と動物の共生社会の実現を図っている。なお、動物愛護管理法は令和元年に改正されたが、施行後5年の見直し規定から、議員連盟を中心に見直しが進められている。

¹⁷ 『NHK』（令6.12.27）

¹⁸ 環境省が公表している速報値によると、令和6年度の人身被害件数は令和6年12月4日時点で81人（うち死者3人）である。

¹⁹ 指定管理鳥獣に指定されると、都道府県等による捕獲または殺傷が認められ、指定管理鳥獣捕獲等事業として国から財政支援を受けることができる。四国のクマは分布域が縮小しており、また、九州のクマはすでに絶滅していることから、今回、指定されたのは北海道のヒグマ及び本州のツキノワグマである。

²⁰ 有機フッ素化合物の総称であり、PFOSやPFOAは、それぞれPFASの一種類である。

²¹ 第216回国会参議院本会議録第3号（令6.12.3）

4. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応

6つの重点戦略に基づく項目とは別に、東日本大震災・能登半島地震からの復興等についても重点的に予算が計上されているので、以下にその概要を記す。

ア 東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災からの復興・創生については、「中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌の再生利用・理解醸成の推進等」に1,045億円（令和6年度当初予算：1,008億円）が計上されており、主な内訳としては、福島県内の除去土壌等を管理する中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等が973億円、県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等が53億円等となっている。除去土壌等の県外最終処分に向けては、令和7年春頃までに基本方針を取りまとめ、同年夏頃に基本方針を着実に実行するためのロードマップを取りまとめるとしている²²。

また、令和5年の福島復興再生特別措置法の改正を受け、令和6年度に新規に計上された「特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施」については、令和7年度は620億円（令和6年度当初予算：450億円）と増額されている。内訳としては、避難指示の解除により住民の帰還等を目指す特定帰還居住区域に係る除染事業が470億円（令和6年度当初予算：330億円）となっており、除染工事、フォローアップ除染、仮置場維持管理、モニタリング等に大きく予算が割かれている。

イ 能登半島地震からの創造的復興

令和6年能登半島地震・豪雨等からの復旧・創造的復興については、令和6年度補正予算において、「能登半島地震・豪雨等における家屋解体・災害廃棄物の処理等支援」に394億円、「能登半島の自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進」に6億円が計上されており、能登半島地震・豪雨等からの復旧・復興について、損壊家屋の公費解体を始めとした災害廃棄物処理の迅速な実施、能登半島の豊かな自然環境を活かしたツーリズムと地域づくりや、地域の脱炭素化等を通じて支援することとしている。

ウ 今後の大規模災害に備えた体制整備

「大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討」に3億円（令和6年度当初予算：3億円、令和6年度補正予算：10億円）が計上されている。令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、災害廃棄物対策に関する地方公共団体支援及び継続的な情報発信、地方公共団体の国土強靱化対策の加速化、地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備、全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備、損壊家屋等の公費解体の迅速化等を通じて、持続可能で強靱な廃棄物処理体制を構築することとしている。

²² 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第1回）議事要旨（令 6.12.20）2頁

5. おわりに

令和6年には環境分野に関する国レベルの法定計画が複数改定されており、中でも5月に閣議決定された第六次環境基本計画は、環境基本法第1条（目的）の趣旨を踏まえ、「環境保全」を通じて「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていくとしている。令和7年度予算においては、民間企業や地方公共団体等に再生可能エネルギーの利用や脱炭素化を促す事業が多く見られ、環境保全と成長の両立を図るため、政府主導の下、脱炭素化が一層推進されることとなろう。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って取り組むべき課題となっている、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的な環境影響評価の実施や、2030年半ばから顕著に増加することが見込まれている使用済太陽光パネルのリサイクル促進に加え、近年報道等で大きく取り上げられ、国民の関心も高い能登半島地震・豪雨への対応、PFAS対策、クマ類の対策といった分野について、補正予算も含めて重点的に予算が割り当てられている。それらの事業による課題の解決に向けた動きについて、制度的な対応も含めて注視していきたい。

（みずま ひろし）